

平成30年7月募集

契約職員（常勤）

募集要項

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会

**社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
職員採用試験募集要項**

1. 試験区分・受験資格

① 契約職員（常勤）

業務区分	雇用期間	受験資格
社協事業全般 (主に生活支援コーディネーター業務)	<p style="text-align: center;">平成 30 年 9 月 1 日～(予定)</p> <p>※雇用開始日につきましては、相談に応じます。 ※雇用期間につきましては、雇用開始日の当該年度となります。但し、業務量・勤務実績等により上限 2 回まで(年度ごと)任用を更新することがあります。 ※試用期間あり(6ヶ月) ※平成 31 年 3 月卒業見込の方もご相談ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士(受験資格を有する方も可)または社会福祉主事任用資格を有する方(いずれも取得見込可) ・普通自動車運転免許を有する方(取得見込可) ・変則勤務が可能な方 ・職務遂行が可能な方
採用予定人員	勤務地	
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所	
<p>※給与・勤務条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給与：【参考】大学卒(22歳)月額 200,000 円程度(地域手当等を含む)。給与は採用前の経歴等により加算されることがあります。各諸手当(扶養手当等)については条件に応じて支給されます。また、6月、12月には期末手当・勤勉手当が支給されます。 ◆勤務時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分(原則 月～金曜日) ◆休 暇 等：年次有給休暇・特別休暇は本会規程の定めにより与えられます。 		

- ◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。
- ◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- ◆次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 成年被後見人、被保佐人
(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重要】

- ◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- ◆社会福祉士受験資格取得見込者、社会福祉主事任用資格取得見込者、普通自動車運転免許取得見込者について、雇用開始日前日までに資格を取得できない場合は、合格を取り消します。

2. 試験

《一次試験》

- ① 日 時 平成30年7月21日（土）午前9時00分～（時間厳守）
 - ② 場 所 堺市総合福祉会館
 - ③ 試験内容 一般教養試験、小論文試験
- 一次試験の結果は、合格・不合格にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

《二次試験》

一次試験の合格者を対象に実施します。会場及び集合時間等の詳細は郵送で通知します。

- ① 日 時 平成30年8月3日（金）（予定）
 - ② 場 所 堺市総合福祉会館
 - ③ 試験内容 口述試験（個別面接）
- 二次試験の結果（最終合格発表）は、合格・不合格にかかわらず二次試験受験者全員に、郵送で通知します。

※悪天候時等により試験日が変更になる場合があります。詳しくは申込書受付時にお渡し（郵送）する「注意事項」をご確認ください。

3. 受付期間・提出書類等

- 受付期間： 平成30年6月28日（木）～7月13日（金）まで（土、日、祝除く）
※郵送の場合、7月13日（金）必着。
簡易書留にて期日までに郵送してください。
- 受付時間： 午前9時00分～午後5時30分
- 受付場所： 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 総務課（堺市総合福祉会館1階）

《受験申込み・提出書類》

1. 本会所定の職員採用試験申込書（写真貼付）
※雇用開始希望日を記入してください。
 2. 本会所定の受験票（申込書と同一の写真を貼付すること）
 3. 社会福祉士等資格または社会福祉主事任用資格について
 - 社会福祉士等資格
社会福祉士の資格証明書、社会福祉士の受験票（写）、社会福祉士受験資格を有することを証明できる書類など
 - 社会福祉主事任用資格
社会福祉主事任用資格を有することを証明できる書類、大学等の卒業（見込）証書＋指定科目の履修証明書、指定教育機関等が発行する社会福祉主事任用資格取得過程の修了証明書など
- ※受験申込時に社会福祉士（受験資格も含む）、社会福祉主事任用資格、普通自動車運転免許を有していない方は『資格証明書類に関する申立書』を提出してください。

4. その他

- ・試験申込に関する提出書類はお返しできません。
- ・受験に際して取得した個人情報 は適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の使用は行いません。但し、今後本会職員の募集に関する案内等を行う場合があります。

4. 申込書等の入手

試験申込書・受験票（所定用紙）は、堺市社会福祉協議会総務課及び各区事務所（各区役所内）、堺市総合福祉会館受付窓口でお渡しするほか、本会ホームページ

（<http://www.sakai-syakyo.net/>）からダウンロードすることができます。

※本会ホームページにアクセスし、注意事項をよく読んでから、ダウンロードしてください。（注意：ご使用のパソコンの環境によっては、ダウンロードできない場合や、ホームページの保守・整備等でシステムを停止する場合があります。）

5. その他

- ・試験当日は、受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。
- ・試験当日は、集合時間に遅れますと受験できない場合があります。十分注意してください。
- ・社会福祉主事任用資格は大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合にも取得することができます。詳細は厚生労働省のホームページで確認することができます。

〈問い合わせ先〉

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 総務課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号

堺市総合福祉会館1階

電話 072-232-5420（代） FAX 072-221-7409

E-mail : soumuka@sakai-syakyo.net

URL : <http://www.sakai-syakyo.net>

